

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第89回）	資料 3
令和 8 年 1 月 20 日	

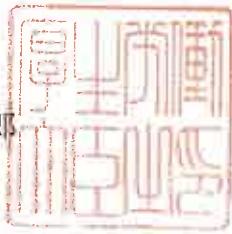
厚生労働省発雇均 0120 第 2 号

令和 8 年 1 月 20 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱

第1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）第十三条第一項の「求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」のうち「その他これに類する者」は、求職者以外の者であって、次に掲げる者とする。（第二条の三関係）

- 1 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
- 2 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

第2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正

プラチナえるばし認定の基準に、男女雇用機会均等法第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を厚生労働省のウェブサイトに公表していることを追加する。（第九条の三第一項第一号関係）

第3 その他関係省令の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

第4 その他

- 1 この省令は、改正法の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一条関係）
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条及び第三条関係）